

令和二年  
三月

# 大分県報目録

（第八五号から第九三号まで）

番号 件 名 発行日 県報番号

## ○条例

- 一 大分県が設立した地方独立行政法人の役員等が損害賠償責任を負う限度額を定める条例の制定 三〇 号外（二三）
- 二 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正 〃 〃
- 三 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定 〃 〃
- 四 職員の服務の宣誓に関する条例等の一部改正 〃 〃
- 五 職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正 〃 〃
- 六 大分県使用料及び手数料条例の一部改正 〃 〃
- 七 大分県税条例の一部改正 〃 〃
- 八 大分県大手町駐車場の設置及び管理に関する条例の廃止 〃 〃
- 九 大分県監査委員条例の一部改正 〃 〃
- 一〇 大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 〃 〃
- 一一 大分県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正 〃 〃
- 一二 大分県公衆浴場法施行条例等の一部改正 〃 〃
- 一三 食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準及び営業施設の基準を定める条例の一部改正 〃 〃
- 一四 浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部改正 〃 〃
- 一五 大分県公営企業の設置等に関する条例等の一部改正 〃 〃

## ○規則

- 一六 大分県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部改正 〃 〃
- 一七 大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部改正 〃 〃
- 一八 大分県地方警察職員定数条例の一部改正 〃 〃
- 一九 大分県税条例等の一部改正 三一 号外（三九）
- 二〇 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の制定 一〇 八七
- 二一 大分県県有財産規則の一部改正 一九 号外（一八）
- 二二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正 二三 九〇
- 二三 大分県会計規則の一部改正 二五 号外（二二）
- 二四 大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則の制定 二六 号外（二二）
- 二五 大分県収入証紙取扱規則の一部改正 二七 九二
- 二六 大分県旅館業法施行細則の一部改正 三〇 号外（二四）
- 二七 公衆浴場法施行細則の一部改正 〃 〃
- 二八 浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正 〃 〃
- 二九 大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正 〃 〃
- 三〇 大分県県有財産規則の一部改正 三一 号外（二七）

二三	大分県職員宿舍規則の一部改正	〃	〃	〃
二四	大分県債権管理規則の一部改正	〃	〃	〃
二五	大分県予算規則の一部改正	〃	〃	〃
二六	大分県契約事務規則の一部改正	〃	号外（二九）	〃
※二七	覚せい剤取締法施行細則の一部改正	〃	号外（三〇）	〃
二八	大分県食の安全・安心推進条例施行規則の一部改正	〃	〃	〃
二九	浄化槽法施行細則の一部改正	〃	〃	〃
三〇	大分県会計規則の一部改正	〃	〃	〃
三一	大分県用品取扱規則の一部改正	〃	〃	〃
三二	職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則の一部改正	〃	号外（三一）	〃
三三	技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正	〃	〃	〃
三四	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部改正	〃	〃	〃
三五	大分県税条例施行規則の一部改正	〃	号外（三九）	〃
三六	大分県行政組織規則の一部改正	〃	号外（四一）	〃
三七	大分県事務委任規則の一部改正	〃	〃	〃
<p>※規則二七～三七は、県報発行時は五三～六三としていましたが、五月一五日付け大分県報第一〇六号の正誤で修正しています。</p>				
<p><b>○教育委規則</b></p>				
二	学校職員の特殊勤務手当支給規則の一部改正	〃	六	八六
三	大分県立高等学校学則の一部改正	〃	一〇	八七
四	大分県立スポーツ施設利用規則の一部改正	〃	〃	〃
五	学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則の一部改正	〃	三一	号外（三五）
六	技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正	〃	〃	〃
七	大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の制定	〃	〃	〃
八	大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の制定	〃	〃	〃
<p><b>○人事委規則</b></p>				
一	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正	〃	〃	号外（二八）
二	職員の退職管理に関する規則の一部改正	〃	〃	〃
<p><b>○公安委規則</b></p>				
三	大分県公安委員会事務決裁規則の一部改正	〃	二四	九一
四	大分県道路交通法施行細則の一部改正	〃	〃	〃
五	大分県警察の組織に関する規則の一部改正	〃	二五	号外（二〇）
六	交番等の設置に関する規則の一部改正	〃	〃	〃
<p><b>○企業局管理規程</b></p>				
三	大分県企業局組織規程の一部改正	〃	三一	号外（三〇）
四	大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部改正	〃	〃	号外（三二）
五	大分県企業局職員就業規程の一部改正	〃	〃	〃
六	大分県企業局会計規程の一部改正	〃	〃	〃

七 大分県企業局文書管理規程の一部改正 〃 号外(四〇)

○病院局管理規程

一 大分県病院局組織規程の一部改正 三 八五  
二 大分県病院局職員の特種勤務手当支給規程の一部改正 一〇 八七

○告示

一三三 青少年に有害な図書等の指定 三 八五  
一三四 大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出 〃 〃  
一二五 指定漁船調書の縦覧 〃 〃  
一二六 〃 〃 〃

～ 道路区域の変更(五件)

一三〇 〃 〃 〃  
一三一 〃 〃 〃  
～ 道路の供用開始(四件)  
一三四 〃 〃 〃

一三五 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 〃 〃  
一三六 救急病院等の認定 六 八六

一三七 大分県のくろまぐろの保存及び管理に関する計画の一部変更 〃 〃

一三八 道路区域の変更 〃 〃  
一三九 生活保護法等による指定医療機関の廃止 一〇 八七

一四〇 土地改良区の定款変更認可 〃 〃  
一四一 道路区域の変更 〃 〃

一四二 〃 〃 〃

一四三 道路の供用開始(四件) 〃 〃

～ 〃 〃 〃

一四六 道路占用の制限 〃 〃

一四七 建築基準法による道路位置の指定 〃 〃

一四八 大分県の指定金融機関及び収納代理金融機関の取扱店舗及び取扱事務を定める告示の一部改正 〃 〃

一四九 道路区域の変更 〃 〃

一五〇 〃 〃 〃

一五一 〃 〃 〃

一五二 道路の供用開始(三件) 〃 〃

～ 〃 〃 〃

一五四 大分県条例の規定による個人の事業税に関する申告期限の延長 〃 号外(一六)

一五五 家畜検査の実施 一七 八九

一五六 土地改良区の定款変更認可 〃 〃

一五七 〃 〃 〃

一五八 土地改良法による換地処分 〃 〃

一五九 指定予定保安林(四件) 〃 〃

一六〇 〃 〃 〃

～ 〃 〃 〃

一六三 森林病害虫等防除法第三条第一項第四号の規定による地上散布を行う区域及び期間 〃 〃

一六四 森林病害虫等防除法第三条第一項第五号に掲げる命令の内容となる事項 〃 〃

一六五 〃 〃 〃

一六六	森林病虫害等防除法第五条第二項の命令の内容となる事項	〃	〃
一六七	道路の供用開始	〃	〃
一六八	港湾法による放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定	〃	〃
一六九	〃	〃	〃
一七〇	土地改良区の定款変更認可	一三三	九〇
一七一	〃	〃	〃
～	道路区域の変更(五件)	〃	〃
一七五	〃	〃	〃
一七六	道路の供用開始	〃	〃
一七七	〃	〃	〃
一七八	高さ指定道路の指定	〃	〃
一七九	特殊車両通行許可不要指定道路の指定	〃	〃
一八〇	都市計画事業の事業計画の変更認可	〃	〃
一八一	〃	〃	〃
一八二	議決された予算の要領	〃	〃
一八三	土地改良区の定款変更認可	二四	九一
一八四	〃	〃	〃
一八五	道路区域の変更	〃	〃
一八六	〃	〃	〃
一八七	道路の供用開始	〃	〃
一八八	急傾斜地崩壊危険区域の指定	〃	〃
一八九	都市計画事業の事業計画の変更認可	〃	〃
一九〇	道路区域の変更	二七	九二
一九一	〃	〃	〃
一九二	議決された予算の要領	〃	〃
一九三	外来医療計画及び医師確保計画の策定	三一	九三
一九四	大分県医療計画の変更	〃	〃
一九五	道路区域の決定	〃	〃
一九六	〃	〃	〃
～	道路区域の変更(四件)	〃	〃
一九九	〃	〃	〃
二〇〇	大分県土地利用基本計画の変更	〃	〃
二〇一	都市計画事業の事業計画の変更認可	〃	〃
二〇二	大分県公共工事請負契約約款の一部改正	〃	〃
二〇三	大分県土木設計業務等委託契約約款の一部改正	〃	〃
二〇四	大分県建築設計業務等委託契約約款の一部改正	〃	〃
二〇五	大分県情報提供推進要綱の一部改正	〃	〃
〇議 会 告 示			
一	大分県情報提供推進要綱の一部改正	〃	〃
〇教 育 委 告 示			
七	大分県情報提供推進要綱の一部改正	〃	〃
〇選 管 委 告 示			
二	政治資金規正法による政治団体の名称等の公表	三	〃
三	政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出	〃	〃
			号外(二五)

号外(一九)

号外(四〇)

四	政治資金規正法による政治団体の解散の届出の受理及び公表	〃	〃	〃
五	政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表	〃	〃	〃
六	政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出	〃	〃	〃
七	選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)についてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合についてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数	六	八六	〃
八	大分県情報提供推進要綱の一部改正	三一	号外(四〇)	〃
<b>○人事委告示</b>				
一	労働基準法別表第一の号別区分等を定める告示の一部改正	三一	号外(二八)	〃
二	大分県情報提供推進要綱の一部改正	〃	号外(四〇)	〃
<b>○監査委告示</b>				
一	大分県監査委員監査基準の制定	三	八五	〃
二	大分県監査事務局規程の一部改正	三二	号外(二六)	〃
三	大分県監査委員規程の一部改正	〃	〃	〃
四	大分県監査事務局に勤務する職員の休日休暇及び勤務時間等に関する規程の一部改正	〃	〃	〃
五	大分県情報提供推進要綱の一部改正	〃	号外(四〇)	〃
<b>○公安委告示</b>				
三一	警察において身体を拘束されている者の食料に関する告示	二四	九一	〃
三六	大分県公安委員会情報公開等窓口設置運営要綱の一部改正	二五	号外(二〇)	〃
三七	情報提供推進要綱の一部改正	〃	〃	〃
<b>○警察本部告示</b>				
一三	大分県警察本部情報公開等窓口設置運営要綱等の一部改正	二五	号外(二〇)	〃
一四	情報提供推進要綱の一部改正	〃	〃	〃
<b>○労働委告示</b>				
二	大分県情報提供推進要綱の一部改正	三一	号外(四〇)	〃
<b>○収用委告示</b>				
一	大分県情報提供推進要綱の一部改正	〃	〃	〃
<b>○大分海区漁調委告示</b>				
一	たる流し漁業の禁止	〃	号外(三八)	〃
二	伊予灘及び豊後水道におけるくるまえびの採捕の禁止	〃	〃	〃

三	あわび類、うに類の採捕の禁止	〃	〃
四	投錨して行う船釣りの禁止	〃	〃
五	あみ等のまきえを使用して行う船釣り及び当該船釣りに係る遊漁案内行為の禁止	〃	〃
六	大分県海域におけるあみ等のまきえの使用の禁止	〃	〃
七	投錨して行う船釣り及びあみのまきえを使用して行う船釣りの禁止	〃	〃
八	伊予灘及び豊後水道北部におけるまこがれいの採捕の禁止	〃	〃
九	豊後水道北部におけるいささきの採捕の禁止	〃	〃
一〇	大分県情報提供推進要綱の一部改正	〃	号外(四〇)
<b>○内水面漁管委告示</b>			
一	大分県情報提供推進要綱の一部改正	〃	〃
<b>○企業局告示</b>			
一	大分県情報提供推進要綱の一部改正	〃	〃
<b>○病院局告示</b>			
一	大分県情報提供推進要綱の一部改正	〃	〃
<b>○訓令 甲</b>			
二	臨時的任用職員に関する規程の一部改正	一九	号外(二七)
<b>○教育委訓令</b>			
三	委員会等の収入及び支出に関する事務等の決裁規程の一部改正	二五	号外(二二)
四	大分県消費者行政連絡協議会規程の一部改正	〃	〃
五	おおいとうつくし作戦実施本部設置規程の一部改正	〃	〃
六	大分県食の安全確保・食育推進本部設置規程の一部改正	〃	〃
七	大分県が施行する公共事業に伴う損失補償基準の一部改正	三二	九三
八	大分県部長会議設置規程の一部改正	〃	号外(二七)
九	大分県文書管理規程の一部改正	〃	〃
一〇	職員賠償責任等審議会規程の一部改正	〃	〃
一一	大分県新型インフルエンザ等対策本部規程の一部改正	〃	〃
一二	大分県個人情報に関する規程の一部改正	〃	〃
一三	大分県男女共同参画推進本部設置規程の一部改正	〃	〃
一四	電子計算機による事務処理規程の一部改正	〃	〃
一五	委員会等の収入及び支出に関する事務等の決裁規程の一部改正	〃	号外(四〇)
一六	大分県地方機関事務分掌規程の一部改正	〃	号外(四二)
一七	大分県事務決裁規程の一部改正	〃	〃
<b>○議会訓令</b>			
一	大分県個人情報の管理に関する規程の一部改正	〃	号外(二七)
二	大分県男女共同参画推進本部設置規程の一部改正	〃	〃
三	電子計算機による事務処理規程の一部改正	〃	〃

- 一 おおいたうつくし作戦実施本部設置規程の一部改正 二五 号外(二二)
- 二 大分県食の安全確保・食育推進本部設置規程の一部改正 〃 〃
- 三 大分県個人情報に関する規程の一部改正 三二 号外(二七)
- 四 大分県男女共同参画推進本部設置規程の一部改正 〃 〃
- 五 電子計算機による事務処理規程の一部改正 〃 〃

○選管委訓令

- 一 大分県個人情報に関する規程の一部改正 〃 〃
- 二 電子計算機による事務処理規程の一部改正 〃 〃

○人事委訓令

- 一 大分県個人情報に関する規程の一部改正 〃 〃
- 二 大分県男女共同参画推進本部設置規程の一部改正 〃 〃
- 三 電子計算機による事務処理規程の一部改正 〃 〃

○監査委訓令

- 一 大分県監査事務局処務規程の一部改正 〃 号外(二六)
- 二 大分県監査事務局倫理規程の一部改正 〃 〃
- 三 大分県監査委員公印規程の一部改正 〃 〃
- 四 大分県個人情報に関する規程の一部改正 〃 号外(二七)
- 五 大分県男女共同参画推進本部設置規程の一部改正 〃 〃
- 六 電子計算機による事務処理規程の一部改正 〃 〃

○警察本部訓令

- 八 警察官の昇任試験等に関する規程の一部改正 二四 九一
- 九 大分県警察における処務に関する訓令の一部改正 二五 号外(二〇)
- 一〇 大分県警察総合企画運営委員会の設置に関する訓令の一部改正 〃 〃
- 一一 大分県警察の組織に関する訓令の一部改正 〃 〃
- 一二 大分県警察当直規程の一部改正 〃 〃
- 一三 大分県警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部改正 〃 〃
- 一四 地域警察運営細則の一部改正 〃 〃
- 一五 大分県警察における高速道路交通警察隊の運用に関する訓令の一部改正 〃 〃
- 二一 おおいたうつくし作戦実施本部設置規程の一部改正 〃 号外(二二)
- 二二 大分県食の安全確保・食育推進本部設置規程の一部改正 〃 〃
- 二三 警察署及び警察学校の収入及び支出に関する事務等の決裁規程の一部改正 三一 九三
- 二四 技能労務職員の給与及び旅費に関する規程の一部改正 〃 〃
- 二五 大分県警察の臨時的職員の管理に関する訓令の一部改正 〃 〃
- 二六 大分県警察の特別職非常勤職員及び会計年度任用職員の管理に関する規程の制定 〃 〃
- 二七 大分県警察における情報処理能力検定に関する規程の一部改正 〃 〃
- ※二八 大分県男女共同参画推進本部設置規程の一部改正 〃 号外(二七)
- 二九 電子計算機による事務処理規程の一部改正 〃 〃

※警察本部訓令二八・二九は、県報発行時は二一・二二としていましたが、六月十六日付け大分県報第一一五号の正誤で修正しています。

○労働委訓令

- 一 大分県個人情報管理に関する規程の一部改正 三二 号外(二七)
- 二 大分県男女共同参画推進本部設置規程の一部改正 〃 〃
- 三 電子計算機による事務処理規程の一部改正 〃 〃

○企業局訓令

- 二 おおいたうつくし作戦実施本部設置規程の一部改正 二五 号外(二二)
- 三 大分県個人情報管理に関する規程の一部改正 三一 号外(二七)
- 四 大分県男女共同参画推進本部設置規程の一部改正 〃 〃
- 五 電子計算機による事務処理規程の一部改正 〃 〃
- 六 大分県企業局に勤務する職員の期末手当及び奨励手当支給規程の一部改正 〃 号外(三四)
- 七 臨時的任用職員の管理に関する規程の一部改正 〃 〃
- 八 大分県企業局事務決裁規程の一部改正 〃 〃
- 九 大分県企業局職員服務規程の一部改正 〃 〃

○病院局訓令

- 一 おおいたうつくし作戦実施本部設置規程の一部改正 二五 号外(二二)
- 二 大分県個人情報管理に関する規程の一部改正 三一 号外(二七)
- 三 大分県男女共同参画推進本部設置規程の一部改正 〃 〃

- 四 電子計算機による事務処理規程の一部改正 〃 〃
- 五 病院局会計年度任用職員の管理に関する規程の制定 〃 号外(三三)

○公告

- 令和二年度全期技能検定の実施 二 号外(一四)
- 令和二年度前期技能検定の実施 〃 〃
- 公共測量の実施 三 八五
- 公共測量の終了 〃 〃
- 令和二年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施 〃 〃
- 落札者等の公示 六 八六
- 開発行為の完了 一〇 八七
- 競争入札参加者の資格に関する公示(二件) 一七 八九
- 一般競争入札の実施(二件) 〃 〃
- 落札者等の公示(四件) 〃 〃
- 令和二年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施の公告の一部改正 一九 号外(一八)
- 公共測量の終了 二四 九一
- 落札者等の公示(二件) 二七 九二
- 公共測量の実施 三一 九三
- 落札者等の公示 〃 〃

○監査公表

- 六五〇 監査結果に関する措置状況の公表(定期監査) 六 八六
- 六五一 監査の結果に関する公表(定期監査) 三一 号外(三六)

六五二	監査の結果に関する公表（臨時監査）	〃	〃
六五三	監査の結果に関する監査意見の公表（年間監査結果報告）	〃	〃
六五四	監査の結果に関する公表（財援監査）	〃	〃
六五五	包括外部監査人による監査結果の公表	〃	号外（三七）